



長野県報

3月31日(月)
平成26年
(2014年)
号外

目次

規則

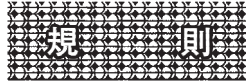
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	1
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(企業局).....	44

告示

職員の任用に関する細則の一部改正(人事委員会事務局).....	55
---------------------------------	----

公告

三才山トンネル有料道路等の額の変更(道路建設課).....	56
-------------------------------	----



財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「様式第13号又は様式第88号」を「様式第88号又は様式第88号の2」に改める。

第32条第2項中「過誤納金一覧表(様式第13号)又は」を削る。

第43条第1項中「戻出命令書(様式第128号の2)」を「戻出決議書兼戻出命令書(様式第104号の2)」に、「支出命令書(様式第128号の2又は様式第128号の5)」を「支出負担行為決議書兼支出命令書(様式第128号の2)」に改め、同条第2項中「戻出命令書」を「戻出決議書兼戻出命令書」に改める。

第44条第1項中「充当決議書(様式第13号)又は」を削り、「様式第13号)に」を「様式第106号の2)に」に、「公金振替命令書(様式第128号の2又は様式第128号の5)」を「支出負担行為決議書兼公金振替命令書(様式第128号の3)」に改め、同条第2項中「充当決議書又は」を削り、「公金振替命令書」を「支出負担行為決議書兼公金振替命令書」に改める。

第44条の2中「前条第1項及び第2項中「充当決議書」とあるのは「相殺決議書」と」を削り、「「収入金相殺通知書」を「「収入金相殺通知書」に改める。

第46条第2項中「調定引継・収入金振替通知書(様式第13号)」を「収入訂正通知書(様式第106号の2)」に改め、同条第3項中「調定引継・収入金振替通知書」を「収入訂正通知書」に改める。

第48条中「調定引継・収入金振替通知書(様式第13号)」を「収入訂正通知書(様式第106号の2)」に、「「収入金振替通知書(様式第13号)」を「「収入訂正通知書(様式第106号の2)」に改める。

第49条中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める処理をし」を「県税規則に規定する督促状又は第247条に規定する督促状(様式第115号)を発するときは、滞納整理表(様式第113号又は様式第114号)を作成し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、税及び税に係る収入について督促状を発するときは、その旨を徴収原簿(様式第12号)に登記しなければならない。

第49条各号を削る。

第51条第1項中「及び徴収原簿、収入未済一覧表、税外収入整備簿又は税外収入滞納繰越簿」を「徴収原簿等」に改める。

第53条第1項中「ついて収入金振替決議書」を「ついて収入訂正決議書(様式第106号の2)」に、「当該収入金振替決議書」を「当該収入訂正決議書」に、「収入金振替通知書」を「収入訂正通知書」に改め、同条第2項中「収入金振替決議書」を「収入訂正決議書」に改める。

第54条第1項中「(様式第13号)」を削る。

第57条第1項中「読み替える」を「、第33条中「会計管理者」とあるのは「調定通知書(様式第119号)により会計管理者」と読み替える」に改める。

第66条中「支出負担行為伝票及び」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、支出負担行為伝票が別にあるときは、支出負担行為伝票も添付しなければならない。

第67条第2項中「に支出負担行為伝票」及び「添付して、」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支出負担行為伝票が別にあるときは、公金振替命令書に支出負担行為伝票を添付しなければならない。

第69条中「支出訂正命令書（様式第128号の2）に支出訂正決議書（様式第128号）を添付して」を「支出訂正決議書兼支出訂正命令書（様式第130号の2）を」に改める。

第70条中「様式第128号の2」を「様式第130号の3」に改める。

第72条第2項第2号中「又は子ども手当」を削る。

第73条第1項中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

第78条第1項中「様式第143号」の次に「又は様式第143号の2」を加える。

第85条第2号中「取扱手数料」の次に「及び当該青果市場、農業協同組合等の備品の使用料」を加える。

第88条第1項中「支出命令書又は公金振替命令書」を「支出に係る命令書又は公金の振替に係る命令書」に改める。

第111条第2項中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）第785条」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第118条第2項」に改める。

第130条第1項中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第162条第1項中「歳入歳出外現金受入決議書（様式第13号、様式第128号又は様式第128号の5）を「支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼支出命令書・公金振替命令書（様式第128号の2）、支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3）又は歳入歳出外現金受入決議書（様式第194号の2）」に改め、同条第2項中「歳入歳出外現金払出決議書（様式第128号又は様式第128号の5）により決議し、歳入歳出外現金払出命令書（様式第128号の2又は様式第128号の5）」を「歳入歳出外現金払出決議書兼払出命令書（様式第194号の3）により決議及び命令をし、これ」に改める。

第218条の2中「契約書案を添えて」を「より」に改める。

第264条第1項中「様式第13号」を「様式第258号」に改める。

別表第2の1の(3)のアを削り、同イを同アとし、同ウを同イとし、同エを削り、同オを同ウとし、同カを同エとし、同キを削り、同クを同オとし、同ケからサまでを同カからクまでとし、同2の(3)のアの(7)のb中「様式第13号」を「様式第88号の2」に改め、同cを同dとし、同bの次に次のように加える。

c 調定変更決議書（税外収入金用）（様式第88号の3）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のaの(a)を次のように改める。

(a) 戻出決議書兼戻出命令書（様式第104号の2）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のaの(c)を次のように改める。

(c) 戻出取消決議書兼戻出命令取消書（様式第104号の2）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のaの(d)を削り、同(e)中「様式第128号の5」を「様式第130号」に改め、同(e)を同(d)とし、同(f)を同(e)とし、同(g)を同(f)とし、同bの(a)を削り、同(b)中「様式第13号」を「様式第106号の2」に改め、同(b)を同(a)とし、同(c)を同(b)とし、同(b)の次に次のように加える。

(c) 支出負担行為決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のbの(d)を削り、同(e)を同(d)とし、同(f)を同(e)とし、同(g)を同(f)とし、同cの(a)を削り、同(b)中「様式第13号に同じ」を「様式第106号の2」に改め、同(b)を同(a)とし、同(c)を同(b)とし、同(b)の次に次のように加える。

(c) 支出負担行為決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のcの(d)を削り、同(e)を同(d)とし、同(f)を同(e)とし、同(イ)のb及びcを次のように改める。

b 収入訂正決議書（様式第106号の2）

c 収入訂正通知書（様式第106号の2に同じ）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のd及びeを削り、同(イ)のcを同dとし、同bを同cとし、同aを同bとし、同bの前に次のように加える。

a 督促決議書（様式第109号）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のbの(a)及び(b)を削り、同(c)中「様式第13号に同じ」を「様式第106号の2」に改め、同(c)を同(a)とし、同(a)の次に次のように加える。

b 収入訂正通知書（様式第106号の2に同じ）

別表第2の2の(3)のアの(イ)のbの(d)を同(c)とし、同(e)を同(d)とし、同イの(7)を次のように改める。

(7) 支出負担行為

支出負担行為伝票

a 支出負担行為決議書（様式第128号）

b 支出負担行為決議書兼支出命令書（様式第128号の2）

c 支出負担行為決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3）

d 支出負担行為決議書兼支出命令書・公金振替命令書（様式第128号の2に同じ）

e 支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）

- f 支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼支出命令書・公金振替命令書（様式第128号の2に同じ）
- g 支出負担行為決議書・基金受入決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）
- h 支出負担行為変更決議書（様式第128号の4）
- i 支出負担行為取消決議書（様式第128号に同じ）
- j 支出負担行為取消決議書兼支出命令取消書（様式第128号の2に同じ）
- k 支出負担行為取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- l 支出負担行為取消決議書兼支出命令取消書・公金振替命令取消書（様式第128号の2に同じ）
- m 支出負担行為取消決議書・歳入歳出外現金受入取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- n 支出負担行為取消決議書・歳入歳出外現金受入取消決議書兼支出命令取消書・公金振替命令取消書（様式第128号の2に同じ）
- o 支出負担行為取消決議書・基金受入取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- p 支払内訳票（県税還付用）（様式第129号）

別表第2の2の(3)のイの(4)のa中「様式第128号又は様式第128号の5」を「様式第130号」に改め、同b及びcを次のように改める。

- b 支出命令書・公金振替命令書（様式第130号に同じ）
- c 支出訂正決議書兼支出訂正命令書（様式第130号の2）

別表第2の2の(3)のイの(4)のdを削り、同e中「に同じ」を削り、同eを同dとし、同f中「に同じ」を削り、同fを同eとし、同g中「様式第128号の2」を「様式第130号の3」に改め、同gを同fとし、同hを同gとし、同gの次に次のように加える。

- h 支出命令取消書（様式第130号に同じ）

別表第2の2の(3)のイの(4)のiを次のように改める。

- i 支出命令取消書・公金振替命令取消書（様式第130号に同じ）

別表第2の2の(3)のイの(4)のlを次のように改める。

- l 戻入命令取消書（様式第130号の3に同じ）

別表第2の2の(3)のイの(4)のmからoまでを削り、同(4)中「様式第143号」の次に「又は様式第143号の2」を加え、同(4)のj中「(電子計算システム端末機出力用)」を削り、同k及びlを削り、同m中「に同じ」を削り、同mを同kとし、同n中「に同じ」を削り、同nを同lとし、同oを同mとし、同pを同nとし、同(6)のアを次のように改める。

ア 歳入歳出外現金

- (7) 歳入歳出外現金受入決議書（様式第194号の2）
- (4) 支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）
- (ウ) 支出負担行為決議書・歳入歳出外現金受入決議書兼支出命令書・公金振替命令書（様式第128号の2に同じ）
- (イ) 歳入歳出外現金受入取消決議書（様式第194号の2に同じ）
- (オ) 支出負担行為取消決議書・歳入歳出外現金受入取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- (ハ) 支出負担行為取消決議書・歳入歳出外現金受入取消決議書兼支出命令取消書・公金振替命令取消書（様式第128号の2に同じ）
- (キ) 歳入歳出外現金払出決議書兼払出命令書（様式第194号の3）
- (ク) 歳入歳出外現金払出決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）
- (ケ) 歳入歳出外現金払出取消決議書兼払出命令取消書（様式第194号の3に同じ）
- (コ) 歳入歳出外現金払出取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）

別表第2の2の(7)のウの(7)中「様式第13号」を「様式第258号」に改め、同エを次のように改める。

エ 基金

- (7) 基金受入決議書（様式第194号の2に同じ）
- (4) 支出負担行為決議書・基金受入決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）
- (ウ) 基金受入取消決議書（様式第194号の2に同じ）
- (イ) 支出負担行為取消決議書・基金受入取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- (オ) 基金払出決議書兼払出命令書（様式第194号の3に同じ）
- (ハ) 基金払出決議書兼公金振替命令書（様式第128号の3に同じ）
- (キ) 基金払出取消決議書兼払出命令取消書（様式第194号の3に同じ）
- (ク) 基金払出取消決議書兼公金振替命令取消書（様式第128号の3に同じ）
- (ケ) 基金異動報告書（様式第264号）
- (コ) 基金異動通知書（様式第265号）

別表第3の1の(2)のカ及びキを次のように改める。

- カ 支出訂正済通知書（会計管理者に限る。）
- キ 公金振替済通知書（会計管理者に限る。）

別表第3の2の(1)のウを削り、同イを同ウとし、同アの次に次のように加える。

- イ 調定変更決議書

別表第3の2の(1)のエを削り、同オを同エとし、同エの次に次のように加える。

オ 収入訂正通知書

別表第3の2の(1)のキ及びクを削り、同ケを同キとし、同コからタまでを同クからセまでとし、同(2)のイからエまでを削り、同オを同イとし、同イの次に次のように加える。

ウ 支出命令書・公金振替命令書

エ 支出命令取消書

オ 支出命令取消書・公金振替命令取消書

別表第3の2の(2)のカからシまでを次のように改める。

カ 戻出決議書兼戻出命令書

キ 戻出取消決議書兼戻出命令取消書

ク 支出訂正決議書兼支出訂正命令書

ケ 戻入命令書

コ 戻入命令取消書

サ 歳入歳出外現金受入決議書

シ 歳入歳出外現金受入取消決議書

別表第3の2の(2)のソを同ノとし、同セを同ネとし、同スを同ヌとし、同シの次に次のように加える。

ス 歳入歳出外現金払出決議書兼払出命令書

セ 歳入歳出外現金払出決議書兼公金振替命令書

ソ 歳入歳出外現金払出取消決議書兼払出命令取消書

タ 歳入歳出外現金払出取消決議書兼公金振替命令取消書

チ 基金受入決議書

ツ 基金受入取消決議書

テ 基金払出決議書兼払出命令書

ト 基金払出決議書兼公金振替命令書

ナ 基金払出取消決議書兼払出命令取消書

ニ 基金払出取消決議書兼公金振替命令取消書

様式第5号を次のように改める。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

(様式第10号) 削除

様式第13号を次のように改める。

(様式第13号) 削除

様式第33号を次のように改める。

(様式第33号) (第116条、別表第2関係)

歳入歳出状況表

(年度 月末現在)

収 入		会 計 科 目	支 出	
本 月 分	累 計		本 月 分	累 計
円	円	一 般 会 計	円	円
		特 別 会 計		
		歳入歳出外現金		
		合 計		
		美術品取得基金		

様式第41号を次のように改める。

様式第54号を次のように改める。

様式第78号を次のように改める。

様式第79号から様式第82号までを次のように改める。

(様式第79号)(第23条、別表第2関係)

歳出予算流用計算書

予算 執行者			決議日	年 月 日
	決 裁 回 議		担当者	
財政 課長			登録日	年 月 日

流用番号		
年度	課所	予算区分

(単位:円)

会計		事業名 科目等	流用額	予算現額	流用の根拠		過不足額
流用元	流用先				所要額	支出負担行為済額 今後の支払見込額 合計額	

理由及び積算の基礎

(様式第81号)(第24条、別表第2関係)

予備費充当申請書

年 月 日

総務部長 様

予算執行者

下記のとおり予備費の充当を申請します。

充当番号

(単位:円)

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名	節 等	充当額	予算現額	所 要 額			不足額
				支出負担行為済額	今後の支払見込額	合計	

充当理由及び積算の基礎

(様式第82号)(第24条、別表第2関係)

予備費充当決定通知書

年 月 日

様

総務部長

下記のとおり予備費を充当することに決定します。

充当番号

(単位：円)

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名	科目等	充当額	備考
	合計		

備考

様式第85号の備考以外のを部分を次のように改める。
 (様式第85号)(第26条、別表第2関係)

繰越明許費繰越承認申請書申請書
 繰越明許費繰越計算書
 (年度 会計)

(財政課長経由)
 総務部長 様

第 号
 年 月 日

予算執行者

年度 会計繰越明許費の繰越し使用を申請(繰越計算書を提出)します。
 記

(単位:円)

款項目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				既収入	未収入	
		繰越額		説明		
	節	金額				

様式第86号の備考以外の部分を次のように改める。

(様式第86号) (第27条、別表第2関係)

事故繰越承認申請書
 事故繰越し繰越計算書
 (年度 会計)

(財政課長経由)
 総務部長 様

第 号
 年 月 日

予算執行者

年度 会計事故繰越しをしたいので申請（繰越計算書を提出）します。

記

(単位:円)

款項目	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
			支出済額	支出未済額			特定財源		一般財源
							既収入	未収入	
			繰越額		説明				
			節	金額					

様式第88号の次に次の様式をのの様式を加える。

(様式第88号の2)(第30条、別表第2関係)

(税外収入金用)

調定決議書

決議日	年 月 日
-----	-------

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
内訳番号	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節					
内 容					
調定額		円	件数		件
相手方					
納入通知日	年 月 日	納期限	年 月 日		
通知書備考					
収納日	年 月 日	収入日	年 月 日		

(備考) 相手方が複数となる時又は納期を分けたときは、内訳書を添付すること。

(様式第88号の3)(第32条、別表第2関係)

(税外収入金用)

調定変更決議書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
変更回数	
内訳番号	
分割回数	

年度 所属 予算区分 会計 款 項 目 節				
内容				
変更額	円	件数	円	件
調定額	円	変更後調定額	円	
収入額	円	収入未済(通知)額	円	過誤納額 円
相手方				
納入通知日	年	月	日	納期限 年 月 日
通知書備考				
収納日	年	月	日	収入日 年 月 日

(備考) 相手方が複数となる時又は納期を分けたときは、内訳書を添付すること。

様式第90号を次のように改める。

(様式第90号)(第34条、第250条、別表第2関係)

納入通知書

様

年 度		通知書番号		金 額		円
内 容						
納 期 限		発 行 日				

上記の金額を納入してください。

長野県知事 () 長
() 扱

長野県 収入済通知書 (公)

通常払込料金
加入者負担

(県)

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名		口座番号		金額	
		通知書番号			
年度		会計		納期限	

内容		領収日付印
住所氏名		
発行者		長野県扱(長野県会計管理者保管)
		上記の金額を領収しました。 会計管理者 殿

長野県 納入書 (公)

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名		口座番号	
金額		円	
氏名			
通知書番号		年度	
会計			
内容			
納期		発行日	
発行者			

上記の金額を納入します。

領収日付印
長野県扱(金融機関保管)

長野県領収書 (公)

加入者名		口座番号	
氏名			
金額		円	
通知書番号		年度	
会計			
内容			
納期限		発効日	
上記の金額を領収しました。			

領収日付印
長野県扱(納入者保管)

(備考) 1 裏面に次の文言を記載すること。

- (1) 収入済通知書、納入書及び領収書は切り離さないで、現金又は証券(小切手、郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)が発行する為替証書又は振替払出証書)を添えて納入してください。
- (2) 納入場所は、長野県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関です。具体的には次のとおりです。
(金融機関の店舗名を記載すること。)
- (3) お近くに長野県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関がない場合は、収入済通知書、納入書及び領収書を切り離さないで、現金を添えて現金書留で郵送するか又は郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)が発行する為替証書を添えて郵送してください。
- 2 納入金の性質に従って必要のあるときは、1に記載した文言の次に次の文言を記載すること。
- (4) あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て(審査請求)をすることができます。
- (5) この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(4)の異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第94号を次のように改める。

(様式第94号)(第36条、第37条、第39条、第250条、別表第2関係)

納付書

様

年度		通知書番号		金額		円
内容						
納期限				発行日		

上記の金額を納付してください。

長野県知事 (長)
(扱)

長野県 収入済通知書 (公)

通常払込料金
加入者負担

(県)

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名	口座番号	金額	
	通知書番号		
年度	会計	納期限	

内容	領収日付印
住所氏名 納入者	
	長野県扱 (長野県会計管理者保管)
発行者	上記の金額を領収しました。 会計管理者 殿

長野県 納入書 (公)

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名 口座番号	金額	円
氏名		
通知書番号		
年度		
会計		
内容		
納期限		
発行者		

上記の金額を納付します。

領収日付印
長野県扱(金融機関保管)

長野県領収書 (公)

加入者名 口座番号	氏名
金額	円
通知書番号	
年度	
会計	
内容	
納期限	
発効日	

上記の金額を領収しました。

領収日付印
長野県扱 (納入者保管)

切り取らないうちで郵便局・金融機関に出してください。

(備考) 様式第90号の納入通知書の備考の1に準ずること。

様式第104号の次に次の様式を加える。

(様式第104号の2)(第43条、別表第2関係)

戻出(取消)決議書兼戻出命令(取消)書

決議日	年 月 日
-----	-------

執行 機 関 出 納 機 関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
変更回数	
内訳番号	
分割回数	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節				
内容				
摘要				
戻出額	円	件数		件
調定額	円	過誤納額		円
収入済額	円			
相手方				
支払方法		隔地区分		支払日 年 月 日
口座情報				
備考				

(備考) 相手方が複数となるときは、内訳書を添付すること。

様式第106号の次に次の様式を加える。

(様式第106号の2)(第44条、第44条の2、第46条、第53条、第54条、別表第2関係)

収入訂正決議書
(収入訂正通知書)
(調定(変更)決議書兼収入訂正決議書)

決議日	年 月 日
-----	-------

検印	執行 機 関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
訂正区分	

訂正元		訂正先		
伝票種別 調定番号 年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節		伝票種別 調定番号 年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節		
内容		内容		
相手方		相手方		
摘要				
収入訂正額		円		
訂正前	調定額	円	調定額	円
	収入額	円	収入額	円
訂正後	調定額	円	調定額	円
	収入額	円	収入額	円
収納日	年 月 日	収入日	年 月 日	

様式第109号から様式第112号までを次のように改める。

(様式第109号) (別表第2関係)

督促決議書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
内訳番号	
分割回数	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節			
内容			
債権の種別			
督促額	円	件数	件
	調定額	円	収入未済額
	収入額	円	
相手方			
督促状発付日	年	月	日
		指定期限	年
納入通知日	年	月	日
		納期限	年
通知書備考			

(備考) 相手方が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

(様式第110号) から (様式第112号) まで 削除

様式第114号を次のように改める。

(様式第114号)(第49条、別表第2関係)

(税外収入金用)

滞 納 整 理 票

										課所												
										年度						会計						
										科目												
										通知書 番 号												
										調定日	年 月 日			調定額	円			滞 納 処 分 費				
										収入額	円			取 入 未 済 額	円							
										納期限	年 月 日			督促状 発付日	年 月 日			指 定 期 限	年 月 日			
業種					電話					猶 予 期 限	年 月 日 から			年 月 日 まで			該 当 条 項					
領収 金額	年 月 日			残	年 月 日			残	年 月 日			残	年 月 日			残	年 月 日			残		
延 滞 金	年 %	日			日				日				日				日					
	年 %	日			日				日				日				日					
	計																					
滞納処分費																						
合計																						
収納区分																						
取扱者																						
備考																						

(備考) 納付指導事項を記載した書面を作成し、この様式と併せて管理すること。

様式第115号の備考以外の部分を次のように改める。

(様式第115号)(第49条、第247条、別表第2関係)

(税外収入金用)

様

督促状

課所・通知書番号	
未納金額	円
指定期限	年 月 日 (納期限 年 月 日)
内 容	

上記のとおり未納となっていますので、指定期限までに納入してください。

年 月 日

長野県知事 (長)



(注)

- 1 ※
- 2 納入するときは、本状を提示してください。
- 3 送金によるときは、本状を添えてください。
- 4 送金によることで、領収書の送付を受けたいときは、返送用切手を添えてください。
- 5 事務の都合により、納入の後到着したときはお許しください。
- 6 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て(審査請求)をすることができます。(審査請求書は、なるべく当所を経由してください。)
- 7 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記6の異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第115号の備考の1を削り、同備考の2中「こと。」を「こと。なお、延滞金の割合は、県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年長野県条例第12号)附則第4項の規定により算定する割合を記載すること。」に、「年14.6パーセント」及び「年7.3パーセント」を「年パーセント」に改め、同2を同備考の1とし、同備考の3中「様式裏面」を「注」に、「、7」を「及び7」に改め、同3を同備考の2とする。

様式第128号から第128号の4までを次のように改める。

(様式第128号)(別表第2関係)

支出負担行為(取消)決議書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

負担行為番号	
--------	--

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節		配当予算残額	円
		相手方集合件数	件
		科目合算件数	件
		備考	

支出負担行為額		円	
案件			
相手方			
内容			
摘要			

- (備考)
- 1 案件欄は、契約の締結に関する起案と併せて行うときに使用すること。
 - 2 相手方又は科目が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

(様式第128号の2)(第43条、第162条、別表第2関係)

支出負担行為(取消)決議書兼支出命令(取消)書

(支出負担行為(取消)決議書・歳入歳出外現金受入(取消)決議書兼支出命令(取消)書・公金振替命令(取消)書)

(支出負担行為(取消)決議書兼支出命令(取消)書・公金振替命令(取消)書)

決議日

年

月

日

執行機関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者
出納機関				

負担行為番号	
支出回数	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節	配当予算残額	円
	控除内訳	
	所得税	円
	社会保険料	円
	労働保険料	円
	その他	円
	相手方集合物件数	件
	科目合算件数	件
備考		

負担行為額・支出額	円		
控除額	円	委任・譲渡額	円
相手方支払額	円		
支払区分		支払日	年 月 日
相手方			
支払方法	隔地区分	委任・譲渡区分	
口座情報			
内容			
摘要			

給付完了の検査 検査職員職氏名	年 月 日	公有財産管理帳票	物品受入帳票	物品直払
	印	印	印	印

(備考) 相手方又は科目が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

(様式第128号の3)(第44条、第162条、別表第2関係)

支出負担行為(取消)決議書兼公金振替命令(取消)書
 (支出負担行為(取消)決議書・歳入歳出外現金受入(取消)決議書兼公金振替命令
 (取消)書)

支出負担行為(取消)決議書・基金受入(取消)決議書兼公金振替命令(取消)書
 (基金払出(取消)決議書兼公金振替命令(取消)書)
 (歳入歳出外現金払出(取消)決議書兼公金振替命令(取消)書)

決議日	年 月 日
-----	-------

執行機 関 出 納 機 関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

振替元	
振替先	

振 替 元		振 替 先	
種別 年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節		種別 年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節	
内容		内容	
(予算)残額		円	
振替額		円	
摘要			
振替日	年 月 日	備考	

(様式第128号の4)(別表第2関係)

支出負担行為変更決議書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

負担行為番号	
変更回数	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節	配当予算残額	円
	相手方集合件数	件
	科目合算件数	件
	備考	
変更前負担行為額		円
負担行為増減額		円
変更後負担行為額		円
案件		
相手方		
内容		
摘要		

- (備考) 1 案件欄は、契約の締結に関する起案と併せて行うときに使用すること。
2 相手方又は科目が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

様式第128号の5を削る。

様式第130号を次のように改める。
 (様式第130号)(第66条、別表第2関係)

支出命令(取消)書
 支出命令(取消)書・公金振替命令(取消)書

決議日 年 月 日

執行機関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者
出納機関				

負担行為番号	
支出回数	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節	支出負担行為額	円	
	支出額累計	円	
	支出残額	円	
	控 除 内 訳	所得税	円
		社会保険料	円
		労働保険料	円
		その他	円
	相手方集合件数	件	
科目合算件数	件		
備考			
支出額	円		
控除額	円	委任・譲渡額 円	
相手方支払額	円		
支払区分		支払日 年 月 日	
相手方			
支払方法	隔地区分	委任・譲渡区分	
口座情報			
内容			
摘要			

給付完了の検査 検査職員職氏名	年 月 日	公有財産管理帳票	物品受入帳票	物品直払
		印	印	印

(備考) 相手方又は科目が複数となる場合は内訳書を、控除額があるときは明細書を添付すること。

様式第130号の次に次の様式を加える。

(様式第130号の2)(第69条、別表第2関係)

支出訂正決議書兼支出訂正命令書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者
出納機関				

負担行為番号	
--------	--

訂 正 元		訂 正 先	
種別 負担行為番号 年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節		年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節	
内容		内容	
予算残額	円	予算残額	円
訂正額	円		
訂正理由			
相手方			
訂正日	年	月	日
		備考	

(備考) 複数の科目の訂正を行うときは、内訳書を添付すること。

(様式第130号の3)(第70条、別表第2関係)

戻入命令(取消)書

命令日	年 月 日
-----	-------

執行機関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者
出納機関				

負担行為番号	
内訳番号	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節		控除戻し内訳	所得税	円
			社会保険料	円
			労働保険料	円
			その他	円
			科目合算件数	件
	備考			
相手方支払済額		円	控除済額	円
戻入命令額		円	控除戻し額	円
差引支払額		円		
戻入理由				
相手方				
内容				
摘要				
返納通知日	年 月 日	納期限	年 月 日	
収納日		収入日		

(備考) 相手方又は科目が複数となる場合は内訳書を、控除戻し額があるときは明細書を添付すること。

様式第131号を次のように改める。

(様式第131号)(第70条、別表第2関係)

返納金納入通知書

様

年 度		通知書番号		金 額		円
内 容						
納 期 限					発 行 日	

上記の金額を納入してください。

長野県知事 (所長)
(抜)

長野県 収入済通知書 (公)

通常払込料金
加入者負担

県

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名		口座番号		金額	
		通知書番号			
年度		会計		納期限	

内容		領収日付印
住所氏名		
発行者		上記の金額を領収しました。 会計管理者 裁

長野県扱 (長野県会計管理者保管)

長野県 納入書 (公)

取りまとめ店
郵便番号
貯金事務センター

加入者名		口座番号	
金額			円
氏名			
通知書番号		年度	
会計			
内容			
納期限		発行者	

上記の金額を
納入します。

領収日付印

長野県扱(金融機関保管)

長野県領収書 (公)

加入者名		口座番号	
氏名			
金額			円
通知書番号		年度	
内容			
納期限		発効日	

上記の金額を領収しました。

領収日付印

長野県扱 (納入者保管)

切り取らないうで郵便局・金融機関に提出して下さい。

切り取らないうで郵便局・金融機関に提出して下さい。

(備考) 様式第90号の納入通知書の備考の1に準ずること。

様式第136号中 「子ども手当」 を 「 」 に改める。

様式第143号中 「受領又は交付を受けた額 年 月 日」 を 「受領又は交付を受けた額 年 月 日 (前月からの繰越)」 に改め、同様に次の

様式を加える。

(様式第143号の2)(第78条、第81条、別表第2関係)

精算書

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関 出納機関	決裁区分	決裁権者	決裁回議	事務担当者

負担行為番号	起案者	課所
支出回数	氏名	
内訳番号		

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 事業名 節		
	科目合算件数	件
	備考	
受領額	円	
精算額	円	
戻入額	円	
目的		
相手方		
内容		
摘要		

給付完了の検査 検査職員職氏名	年	月	日	公有財産管理帳票	物品受入帳票	物品直払

- (備考) 1 概算払いを受領した者又は資金前渡職員が起案すること。
2 科目が複数のときは、内訳書を添付すること。

様式第150号の2中「長野県会計管理者 様」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第151号中「(第11条、第92条、第93条、第94条関係)」を「(第11条、第92条、第93条、第94条、別表第2関係)」に、

「長野県会計管理者 (出納員) 印」を「長野県会計管理者 (課所 出納員) 印」に改める。

様式第153号を次のように改める。

(様式第153号)(第11条、第92条、第93条、別表第2関係)

(債権者名)

支 払 案 内 書

年度	年度
金額	円
通知番号	
課所	
支払方法	
支払場所	
口座	

内容

年 月 日

指定取扱店御中 長野県会計管理者

様式第155号から様式第157号までを次のように改める。

(様式第155号)(第11条、第95条、第113条、別表第2関係)

様

お 支 払 通 知

年度	年度
金額	円
通知番号	
課所	
支払方法	
支払場所	
口座	

内容

年 月 日

長野県会計管理者

(注) 本日上記の金額をお支払いいたしました。支払の方法は、上記の支払方法欄に記載されたとおりですので、下記の説明を読んで受領してください。

なお、このお支払通知について不明の点がありましたら、上記の課所へ「通知番号」をお伝えの上、照会してください。

記

- 「銀行窓口」又は「現金払」のとき
請求書に押したものと同一印鑑を持参の上、この通知を上記の支払場所欄に記載した金融機関の窓口差し出してください。
- 「送金小切手」のとき
印鑑を持参の上、同封した送金小切手を指定された金融機関の窓口差し出してください。
- 「郵便局窓口」のとき
別に郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)から振替払出証書が送られますから、その証書を、指定されている郵便局(指定されていない場合は最寄りの郵便局)の窓口差し出してください。
- 上記1の支払方法のときは早目に現金を受領してください。
このお支払通知は、発行の日から1年を経過すると無効となり再発行の手続が必要となります。

(様式第156号)及び(様式第157号) 削除

様式第188号中「(工事箇所名)」を「(工事名)」に、

種 別

 を

仕 様 (工事箇所名)

 に、「100/105」を「100/108」

に改め、同様式の備考の1の1中「105分の100」を「108分の100」に改める。

様式第189号中「100分の5」を「100分の8」に、「5/100」を「8/100」に改める。

様式第190号中「100分の5」を「100分の8」に、「端数金額」を「端数」に、「105分の100」を「108分の100」に改める。

様式第194号の次に次の様式に加える。

(様式第194号の2)(第162条、別表第2関係)

歳入歳出外現金受入(取消)決議書
(基金受入(取消)決議書)

決議日	年 月 日
-----	-------

執行 機 関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
内訳番号	

年度 課所 種別 科目				
内容				
受入額	円	件数	件	
相手方				
納入通知日	年 月 日	納期限	年 月 日	
通知書備考				
収納日	年 月 日	収入日	年 月 日	

(備考) 相手方が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

(様式第194号の3)(第162条、別表第2関係)

歳入歳出外現金払出(取消)決議書兼払出命令(取消)書
 (基金払出(取消)決議書兼払出命令(取消)書)

決議日	年	月	日
-----	---	---	---

執行機関 出納機関				
	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

負担行為番号	
--------	--

年度 課所 種別 科目		残額	円
			備考
払出額			円
払出日	年	月	日
相手方			
支払方法		隔地区分	
口座情報			
内容			
摘要			

様式第211号中「105分の5」を「108分の8」に改める。

「(添付書類)

様式第224号中 1 契約書案 を
 2 価格に関する参考資料(見積書の写し) 其他必要な書類

「(添付書類) 価格に関する参考資料(見積書の写し) 其他必要な書類」に改める。

様式第258号を次のように改める。
 (様式第258号)(第264条、別表第2関係)

不納欠損処分決議書

決議日 年 月 日

執行機関	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	事務担当者

調定番号	
内訳番号	

年度 課所 予算区分 会計 款 項 目 節				
内容 摘要				
不納欠損額	円	件数	件	
調定額	円	収入未済額	円	
収入額	円			
相手方				
納期限	年 月 日	督促状発付日	年 月 日	
指定期限	年 月 日	備考		

(備考) 相手方が複数となる場合は、内訳書を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の財務規則の規定は、平成26年度以後の年度の予算に係る事務(同年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを含む。)について適用し、平成25年度以前の年度に係る事務(平成26年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

会 計 課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成26年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

「第10章 販売資産（第123条—第128条）

目次中 第1節 通則（第123条） を
第2節 取得、管理及び処分並びに売上原価（第124条—第125条）
第3節 販売資産仮勘定（第126条—第128条） 」

「第10章 引当金（第123条・第124条）

第11章 報告セグメントの区分（第125条） に、「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に、「第13章」を「第12章 リース取引に係る会計処理（第126条—第128条）」

15章」に、「第14章」を「第16章」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項に規定する予算に関する説明書案のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第19条第1項第1号のオ及び第3号のア中「前渡金整理簿」を「前渡資金整理簿」に改める。

第41条第1項中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、同項第2号中「又は子ども手当」を削る。

第42条第1項中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

第69条第2項中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）第785条」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第118条第2項」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「未収金」の次に「又は未収収益」を加える。

第81条第4号を削る。

第95条第1項中「、第117条又は第126条」を「又は第117条」に改める。

第102条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）

カ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（府令第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。第127条及び第128条において同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件（府令第1条第13号に規定するリース物件をいう。以下同じ。）の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件のうち、アからオまでに掲げるものに限る。）

キ 建設仮勘定（アからオまでに掲げる資産であつて事業の用に供するものを取得又は建設をした場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ク その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ ダム使用权

キ 電話加入権

ク ソフトウェア

ケ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース物件のうち、イからクまでに掲げるものに限る。）

コ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 投資有価証券（1年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第103条第5号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第109条第1項中「、除却仮勘定及び販売資産仮勘定」を「及び除却仮勘定」に改め、同項ただし書中「以下第110条及び第111条」を「次条」に改める。

第116条第3項中「又は繰延勘定」を削る。

第118条ただし書中「若しくは特別利益又は繰延勘定（災害による損失に係るものに限る。）」を「又は特別利益」に改める。

第119条第2項中「第7条第3項」を「第14条第3項」に改める。

第121条中「第8条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第10章を次のように改める。

第10章 引当金

(退職給付引当金の計上)

第123条 退職給付引当金の計上は、管理者が別に定める簡便な方法によるものとする。

(退職給付引当金以外の引当金の計上方法)

第124条 退職給付引当金以外の引当金の計上は、管理者が別に定める方法によるものとする。

第14章を第16章とし、第13章を第15章とし、第12章を第14章とする。

第130条第1項第1号を次のように改める。

(1) 資産の評価

第130条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を削り、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 固定資産の減価償却

(4) 繰延収益の償却

(5) 引当金の計上

第132条第1号中「別表第10号」を「別記第9号」に改め、同条第2号中「別表第11号」を「別記第10号」に改め、同条第3号中「別表第12号」を「別記第11号」に改め、同条第4号中「別表第13号」を「別記第12号」に改め、同条第5号中「別表第14号」を「別記第13号」に改め、同条第6号中「別表第15号」を「別記第14号」に改め、同条第9号中「別表第18号」を「別記第18号」に改め、同条第10号とし、同条第8号中「別表第17号」を「別記第17号」に改め、同条第9号とし、同条第7号中「別表第16号」を「別記第16号」に改め、同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書（府令別記第15号）

第132条に次の1項を加える。

2 前項第7号に規定するキャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書を作成する方法と同じ方法により行うものとする。

第133条中「第19号」を「別記第19号」に、「府令別表第20号」を「様式第60号」に改める。

第11章を第13章とし、第10章の次に次の2章を加える。

第11章 報告セグメントの区分

(報告セグメントの区分)

第125条 府令第40条第2項の規定により管理規程で定める報告セグメントの区分は、水道事業にあつては、次に掲げるものとする。

(1) 末端給水

(2) 用水供給

第12章 リース取引に係る会計処理

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第126条 所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース物件が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(1) 当該リース物件を購入した場合に当該購入した事業年度の費用に算入するもの

(2) リース期間が1年以内のもの

2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、当該会計処理に係るリース物件については、府令第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第127条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものを

いう。次項において同じ。)については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース物件のうち前条第1項各号のいずれかに該当するものについては、府令第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(オペレーティング・リース取引)

第128条 オペレーティング・リース取引(ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。次項において同じ。)については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 オペレーティング・リース取引に係るリース物件のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、府令第42条第2号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) 当該リース物件を購入した場合に当該購入した事業年度の費用に算入するもの
- (2) リース期間が1年以内のもの
- (3) 事前解約予告期間のもの

別表の第1 電気事業会計勘定科目表の資産の1 固定資産中「投資」を「投資その他の資産」に、「契約期間が1年を超える」を「1年以内に返済期限が到来しない」に、「その他投資」を「貸借対照表日から起算して1年以内に償却されない前払費用等」を

「貸倒引当金 長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
 その他投資 貸借対照表日から起算して1年以内に償却されない前払費用等
 減価償却累計額」に改め、同資産の2 流動資産中「現金預金」を

「現金・預金」に、「有価証券」を「一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価」を

「貸倒引当金 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
 有価証券 貸倒引当金 一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価
 受取手形 有価証券 通常業務活動において発生した手形債権
 貸倒引当金 受取手形 手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
 貸倒引当金」に、「契約期間が1年を超えない」を「1年以内に返済期限が

到来する」に、「その他貸付金」を

「貸倒引当金 短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に、

「その他流動資産」を

「未収収益 一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
 貸倒引当金 未収収益 未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
 その他流動資産 貸倒引当金」に改め、同資産の3 繰延勘定を削り、同第1 電気事業会

計勘定科目表の負債及び資本を次のように改める。

負債

1 固定負債

款	項	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
	その他の企業債	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものを除く。）
	その他の長期借入金	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものを除く。）
リース債務	リース債務	所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 修繕準備引当金 特別修繕引当金 環境対策引当金 渇水準備引当金	
その他固定負債	その他固定負債	

2 流動負債

款	項	備考
一時借入金	一時借入金	1年以内に返済期限が到来する借入金
企業債	起債前借	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものに限る。）
	その他の企業債	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものに限る。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものに限る。）
	その他の長期借入金	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものに限る。）

未払金	リース債務	
未払費用	営業未払金 その他未払金	契約等により継続的に提供を受けている役務に対する対価として、時の経過とともに発生したものとみられる債務
前受金	未払費用	
前受収益	営業前受金 営業外前受金 その他前受金	一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対する対価
引当金	前受収益	
その他流動負債	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金	
	預り金 預り証券 仮受金 その他流動負債	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券の額面額

3 繰延収益

款	項	備考
長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため他の会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 補助金 その他長期前受金	
	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 補助金 その他長期前受金	

資 本

1 資本金

款	項	備考
資本金	繰入資本金	建設、改良及び投資に要する資金に充てるため、他会計から出資の目的をもって繰り入れられた資金で繰りもどしを要しないもの
	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額

2 剰余金

款	項	備考
資本剰余金	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	補助金 その他資本剰余金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
利益剰余金 (欠損金)	減債積立金	法第32条第2項及び政令第24条第1項の規定による積立金 用途を示す名称を附して整理する。
	利益積立金	
	その他積立金	
	当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	

別表の第2 水道事業会計勘定科目表の資産の1 固定資産中「投資」を「投資その他の資産」に、「契約期間が1年を超

える」を「1年以内に返済期限が到来しない」に、「その他投資」を「貸借対照表日から起算して1年以内に償却されない前払費用等」を

「貸倒引当金」を「長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に改め、同資産の2 流動資産中「現金預金」を
「その他投資」を「貸借対照表日から起算して1年以内に償却されない前払費用等」に改め、同資産の2 流動資産中「現金預金」を
減価償却累計額

「現金・預金」に、「有価証券」を「一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価」を
有価証券

「貸倒引当金」を「未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に、「契約期間が1年を超えない」を「1年以内に返済期限が
有価証券」を「一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価」に、「契約期間が1年を超えない」を「1年以内に返済期限が
受取手形」を「通常業務活動において発生した手形債権」に、「契約期間が1年を超えない」を「1年以内に返済期限が
貸倒引当金」を「手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に、「契約期間が1年を超えない」を「1年以内に返済期限が

到来する」に、「その他貸付金」を

「貸倒引当金」を「短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に、
「貸倒引当金」を「短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」に、

「その他流動資産」を

「	未収収益		一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの	
	貸倒引当金	未収収益	未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	に改め、同資産の3 繰延勘定を次のように改める。
	その他流動資産	貸倒引当金		
」				

3 繰延資産

款	項	備考
開発費	開発費	地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令第1条の規定による改正前の政令第26条第2項の規定によるもの

別表の第2 水道事業会計勘定科目表の負債及び資本を次のように改める。

負 債

1 固定負債

款	項	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
	その他の企業債	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものを除く。）
	その他の長期借入金	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものを除く。）
リース債務	リース債務	所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 修繕準備引当金 特別修繕引当金 環境対策引当金	
その他固定負債	その他固定負債	

2 流動負債

款	項	備考
一時借入金	一時借入金	1年以内に返済期限が到来する借入金
企業債	起債前借	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものに限る。）
	その他の企業債	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限が到来するものに限る。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものに限る。）
	その他の長期借入金	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限が到来するものに限る。）
リース債務	リース債務	所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限が到来するものに限る。）
未払金	営業未払金	
	その他未払金	
未払費用	未払費用	契約等により継続的に提供を受けている役員に対する対価として、時の経過とともに発生したものとみられる債務
前受金	営業前受金	
	営業外前受金	
	その他前受金	
前受収益	前受収益	一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役員に対する対価
引当金	賞与引当金	
	法定福利費引当金	
	修繕引当金	
その他流動負債	預り金	
	預り証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券の額面額
	仮受金	
	その他流動負債	

3 繰延収益

款	項	備考
長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため他の会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額

長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 補助金 その他長期前受金	
	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 補助金 その他長期前受金	

資 本

1 資本金

款	項	備考
資本金	繰入資本金	建設、改良及び投資に要する資金に充てるため、他会計から出資の目的をもって繰り入れられた資金で繰りもどしを要しないもの
	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額

2 剰余金

款	項	備考
資本剰余金	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	寄附金 工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
利益剰余金 (欠損金)	補助金 その他資本剰余金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
	減債積立金 利益積立金 その他積立金	法第32条第2項及び政令第24条第1項の規定による積立金 用途を示す名称を附して整理する。
	当年度未処分 利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	

様式第10号を次のように改める。

(様式第10号)(第19条関係)

固定負債管理台帳

科目	款 項		目 節		細 節		資産単位	固有番号
資産名称			所在市町村		所在地			
					保管箇所			
構造			取得年月日		年 月 日	長期前受金	国庫補助金	円
規格寸法			計上年月日		年 月 日		工事負担金	円
能力			財産区分				寄附金	円
用途			帳簿原価				受贈財産評価額	円
製造者名			耐用年数				その他前受金	円
土地	地 目		償 却 率				繰 入 金	円
	公募面積	m ²	数量・延長			建物	延床面積	m ²
	実測面積	m ²	統計部門				床面積	m ²
	登記年月日	年 月 日	整理番号			旧管理科目		
備考								

◆減価償却履歴及び異動履歴

(単位：円)

年 月 日	摘要	帳簿原価	長期前受金	収益化額	収益化累計額	減価償却費	減価償却累計額	帳簿価額

様式第59号を次のように改める。

様式第59号の次に次の様式を加える。

(様式第60号)(第139条関係)

資金予算表
(年 月 日現在)

会計

(単位:円)

区分	科目	前月までの執行額	当月執行額	当月までの執行額	翌月予定	翌々月予定	備考
収入							
支出							
差引							

(備考) 現金に関係のある科目別によること。

附則

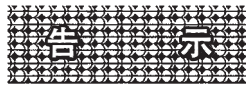
(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の長野県公営企業財務規程の規定は、平成26年度以後の年度の予算に係る事務(同年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを含む。)について適用し、平成25年度以前の年度の予算に係る事務(平成26年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

企業局



長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則(昭和34年長野県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

第6条第1項中「第24条第10号」を「第24条第11号」に改める。

第7条の2ただし書中「第24条第9号」の次に「又は第10号」を加える。

様式第8号の2中

「(注) 1 級職欄には、規則別表第1「職の分類表」により、この選考で任命した職の級職を「行政の1級職」、「医療(1)の2級職」又は「一般の1級職」のように記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。」を

「3 配偶者同行休業任期付職員

職の名称及び級職	所属課所	氏名	任期	当該採用に係る配偶者同行休業期間	給与	用いた能力実証方法
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
備考						

(注) 1 級職欄には、規則別表第1「職の分類表」により、この選考で任命した職の級職を「行政の1級職」、「医療(1)の2級職」又は「一般の1級職」のように記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。」

改める。

人事委員会事務局